

和歌山県地域福祉推進計画 改定版の概要

計画の概要

位置付け：社会福祉法第108条に規定された都道府県地域福祉支援計画で、福祉分野の総合計画として策定（市町村においては地域福祉計画を策定）
計画期間：2025（令和7）年度～2029（令和11）年度（5年間）

計画の理念

誰もが人権を尊重され、地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加でき誰もが役割を持ち、互いに支え合うことができる「**地域共生社会**」の実現を推進

計画の基本方向と和歌山県の施策展開

計画の理念に基づき、支援を必要としている住民を漏れなく把握し、適切な支援へ繋げる支え合いの仕組みをつくること、多様な担い手を確保し、地域の支え合い活動を促進すること、そして、すべての市町村において地域の実情に応じた体制が構築されることを目指し、次の5つの項目を施策の方向性とします。

1 包括的な支援体制の構築推進

- (1) 市町村における包括的な支援体制の構築推進
 - ① 社会的孤立の防止
 - ② 地域力の強化
 - ③ 多機関の協働
 - ④ 地域住民等による主体的な地域福祉活動の財源
- (2) 住民、地域で活動する多様な組織、行政の役割～地域福祉の担い手～

3 地域福祉を担う多様な担い手づくり

- (1) 民生委員・児童委員活動の促進
- (2) ボランティア活動の促進
- (3) NPO活動の促進
- (4) 社会福祉協議会の活動への支援
- (5) 福祉教育・啓発の推進
- (6) 福祉職場への人材確保対策

5 災害にも強い地域づくり

- (1) 災害に備えた地域づくりの推進
- (2) 避難行動要支援者への支援体制強化
- (3) 災害派遣福祉チームの体制強化
- (4) きめ細かな被災者支援の体制整備
- (5) 円滑な避難所運営の強化
- (6) 社会福祉施設等の防災対策強化
- (7) 防災知識の普及・啓発

2 互いに支え合う地域づくり

- (1) 人権を尊重した地域福祉の推進
 - ① 人権尊重の視点に立った行政の推進
 - ② 人権教育・啓発の推進
 - ③ 相談・支援・救済の推進
 - ④ 推進体制の整備
- (2) 地域福祉施策推進
 - ① 生活困窮者の自立の推進
 - ② 高齢者の社会参加の促進
 - ③ 障害のある人の社会参加の促進
 - ④ 子育て支援を通じた支え合い活動の促進
 - ⑤ 高齢者、障害のある人、児童に対する虐待防止
 - ⑥ DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援
 - ⑦ 自殺対策の推進
 - ⑧ ひきこもり状態にある人への支援
 - ⑨ 矯正施設退所後の社会復帰の支援
 - ⑩ 住宅確保に配慮を要する方への居住支援
 - ⑪ 消費者被害等の未然防止
 - ⑫ ジェンダー平等の推進
 - ⑬ 生活交通の維持及び安全で円滑な移動手段の確保
 - ⑭ 健康づくりの推進
 - ⑮ 保健・医療・介護・福祉等の連携
 - ⑯ ICT・IoT活用による利便性の向上

4 福祉サービスを適切に利用するための基盤づくり

- (1) 健全な事業運営の確保
- (2) 福祉サービスの点検・評価
- (3) 苦情解決の仕組みの整備
- (4) 福祉サービスの適切な利用等の推進
- (5) 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備

改定の主なポイント

- 前計画後の社会情勢の変化を反映（社会福祉法の改正、コロナ禍の影響など）
- 顕在化する地域生活課題についての対応等を新たに追加（社会的孤立の防止、DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援など）
- 新たな被災者支援の取組等を掲載（DWAT、災害ケースマネジメント）